

自動車運転代行業に関する窓口

(平成27年4月1日以降)

平成27年4月1日より、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)に基づく国土交通大臣の事務・権限※(標準自動車運転代行業約款の作成を除く。)が都道府県知事に移譲されます。

移譲後の各都道府県の担当部署は以下のとおりです。

都道府県名	担当部課等名	電話番号
青森県	環境生活部 県民生活文化課	017-734-9232
岩手県	政策地域部・地域振興室	019-629-5204
宮城県	震災復興・企画部 総合交通対策課交通安全班	022-211-2438
秋田県	生活環境部 県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全班	018-860-1523
山形県	企画振興部 交通政策課	023-630-2161
福島県	生活環境部 生活交通課	024-521-7158

※ 参考(移譲される事務・権限)

- ・都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意 (法第5条第4項)
- ・都道府県公安委員会による認定の取消しに係る事前の協議・同意 (法第7条第2項)
- ・都道府県公安委員会からの変更の届出の通知の受理 (法第8条第2項)
- ・都道府県公安委員会からの認定証の返納の通知の受理 (法第9条第3項)
- ・自動車運転代行業約款の届出の受理 (法第13条第3項)
- ・自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査 (法第21条第2項)
- ・都道府県公安委員会による自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知の受理 (法第22条第1項)
- ・自動車運転代行業者に対する指示及び都道府県公安委員会に対する通知 (法第22条第2項)
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令の要請 (法第23条第2項)
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る事前の協議・同意 (法第23条第3項)
- ・都道府県公安委員会による営業の廃止命令に係る事前の協議・同意 (法第24条第2項)